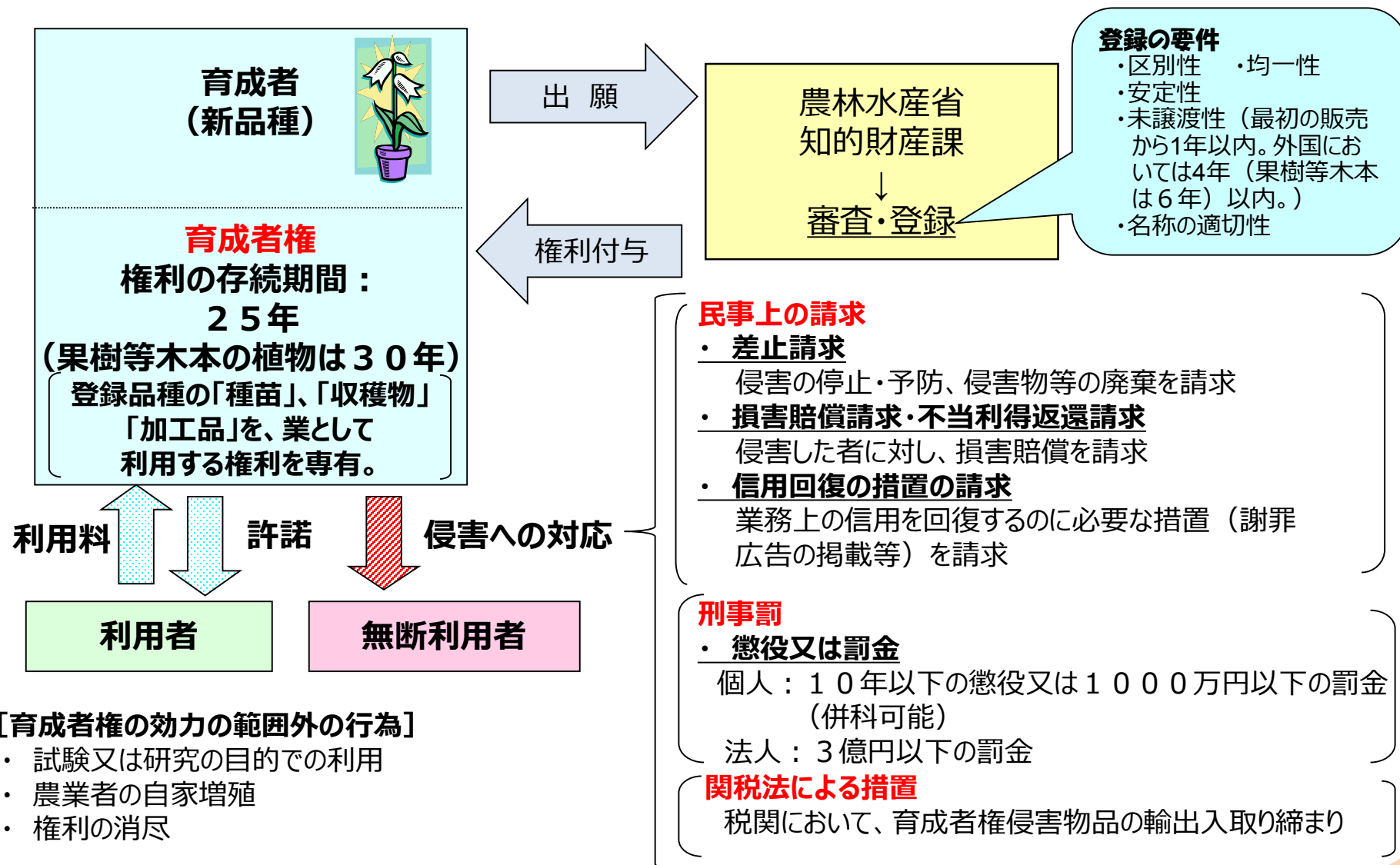


国内外における品種保護をめぐる現状

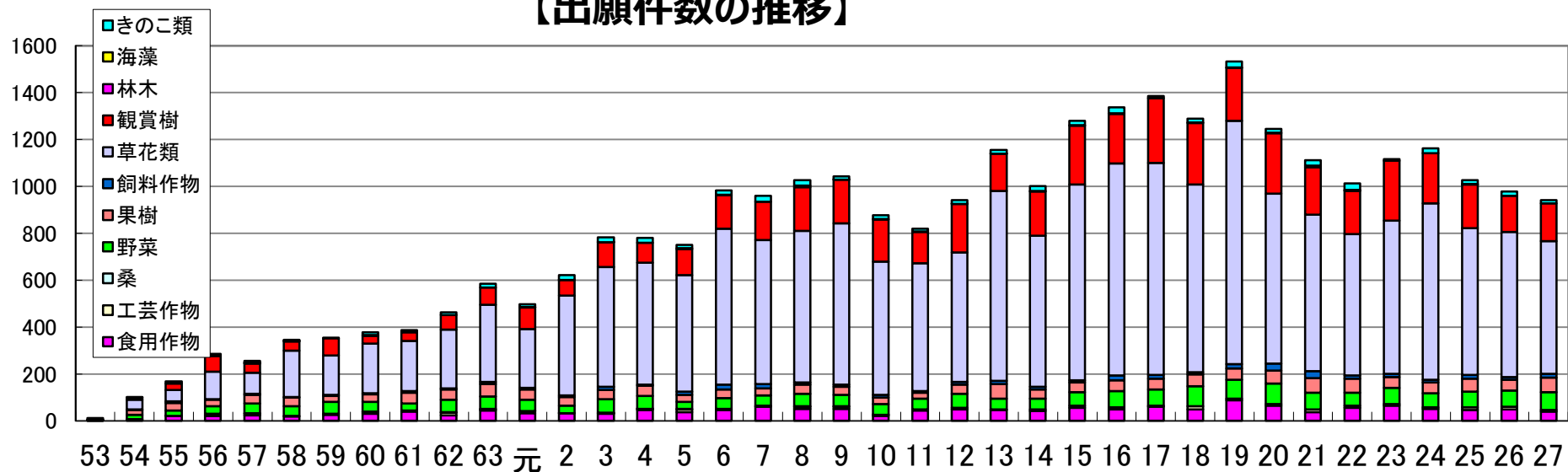
平成28年12月9日

農林水産省
食料産業局

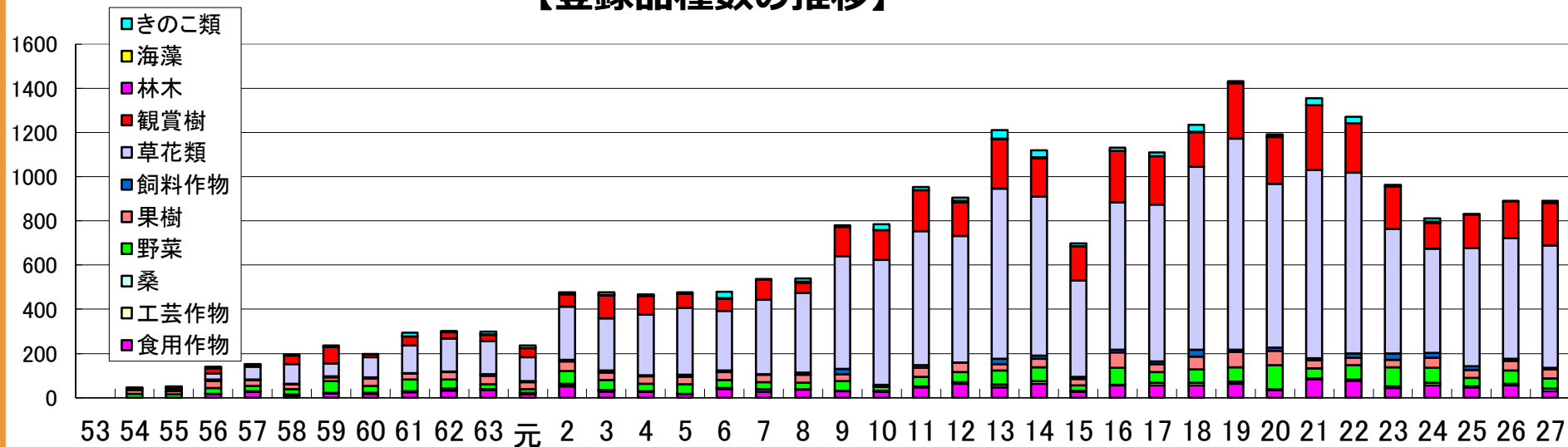
新たに植物品種を育成した者は、国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」を得て、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を独占できる。

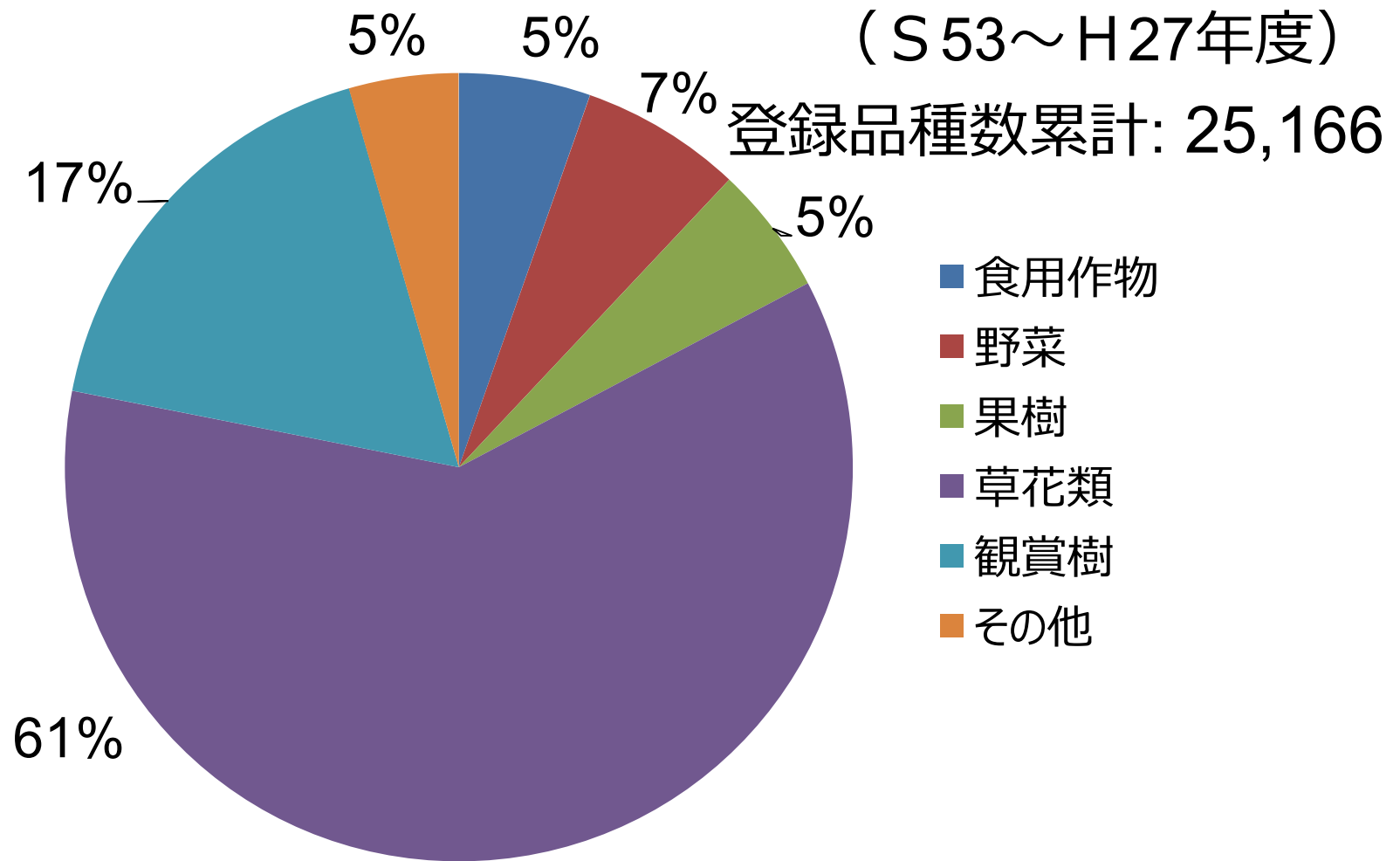


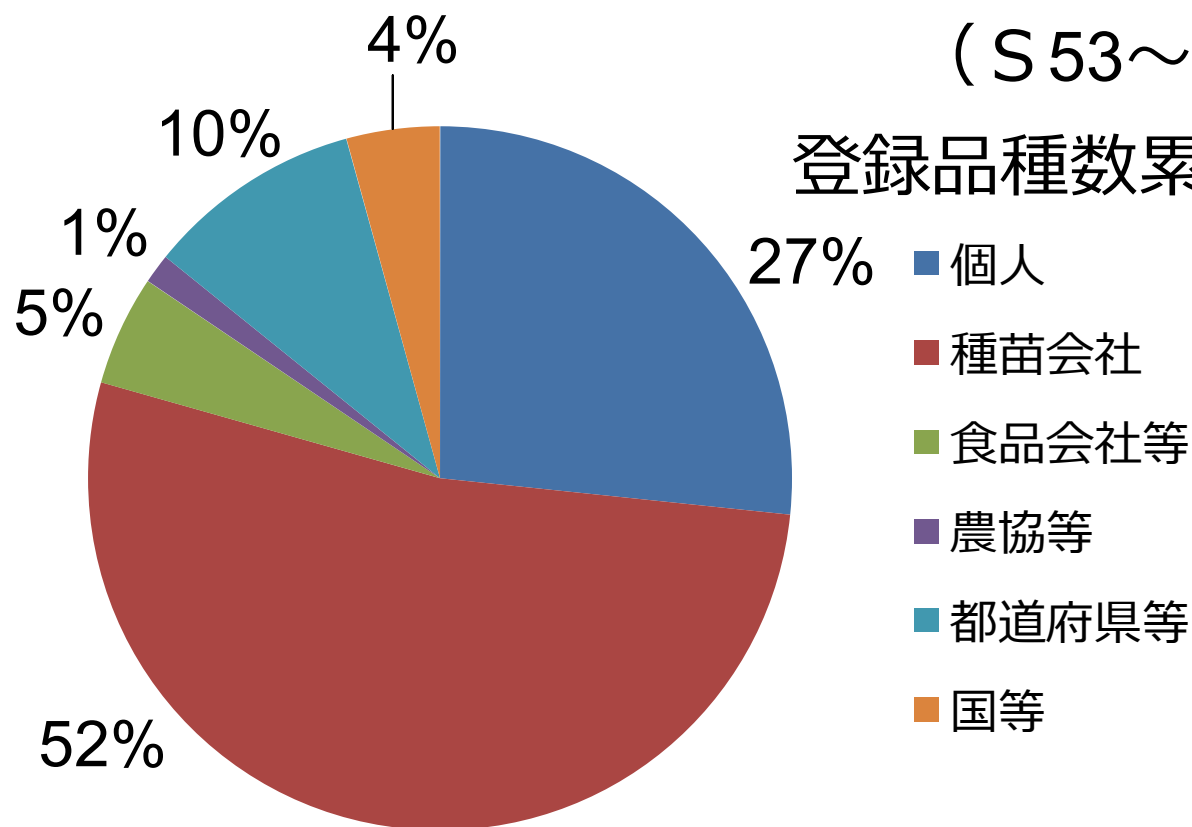
【出願件数の推移】



【登録品種数の推移】







注：①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

②食品会社等は、その他業種の会社を含む。

③都道府県等は、市町村、公立学校を含む。

④国等は、国立学校法人、独立行政法人を含む。

登録品種作物分野別・業種別の内訳

農林水産省
食料産業局

(S53～H27年度、件)

	個人	種苗会社	食品会社 等	農協	都道府県	国	合 計
花き・観賞樹	5,766	12,114	661	211	819	115	19,686(78%)
食用作物	92	47	109	19	692	399	1,358 (5%)
野菜	242	579	230	40	437	139	1,667(7%)
果樹	552	187	41	52	314	177	1,323(5%)
その他	56	343	234	15	234	250	1,132(5%)
合 計	6,708 (27%)	13,270 (53%)	1,275 (5%)	337 (1%)	2,496 (10%)	1,080 (4%)	25,166(100%)

2015年におけるUPOV加盟国のうち、上位10カ国

出 願

順位	国	出願数	全体に対する割合
①	E U	3111	21%
②	中国	2342	16%
③	アメリカ	1634	11%
④	ウクライナ	1075	7%
⑤	日本	914	6%
⑥	オランダ	799	5%
⑦	韓国	757	5%
⑧	ロシア	743	5%
⑨	オーストラリア	359	2%
⑩	ブラジル	355	2%
:			
	UPOV合計	15,017	100%

登 録

順位	国	登録数	全体に対する割合
①	EU	2844	23%
②	アメリカ	1595	13%
③	中国	1589	13%
④	ウクライナ	946	8%
⑤	日本	847	7%
⑥	韓国	619	5%
⑦	オランダ	613	5%
⑧	ロシア	544	4%
⑨	ブラジル	266	2%
⑩	南アフリカ	233	2%
:			
	UPOV合計	12,409	100%

存続中の権利 (2014)

順位	国	存続中の権利数	全体に対する割合
①	E U	22557	21%
②	アメリカ	22527	21%
③	日本	8274	8%
④	オランダ	7254	7%
⑤	ロシア	4246	4%
⑥	中国	4020	4%
⑦	韓国	3932	4%
⑧	ウクライナ	3635	3%
⑨	南アフリカ	2710	3%
⑩	オーストラリア	2542	2%
:			
	UPOV合計	106,081	100%

出典：UPOV理事会資料（暦年）

注：E U（28カ国）は域内共通の品種保護制度を有する。

（ウクライナが権利存続中の2015データ作成中）

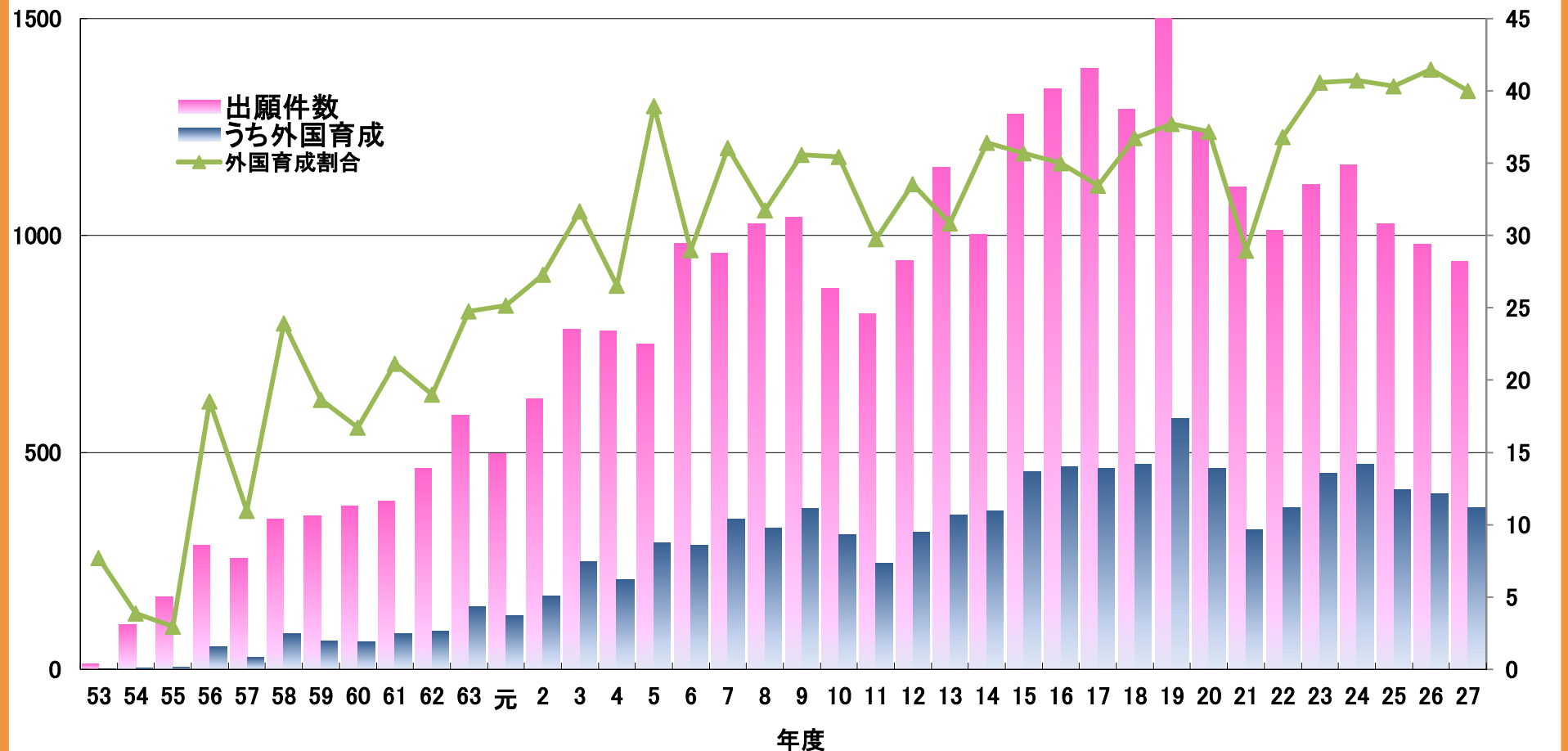
海外からの出願状況

農林水産省
食料産業局

(件)

(外国育成割合：%)

出願件数
うち外国育成
外国育成割合



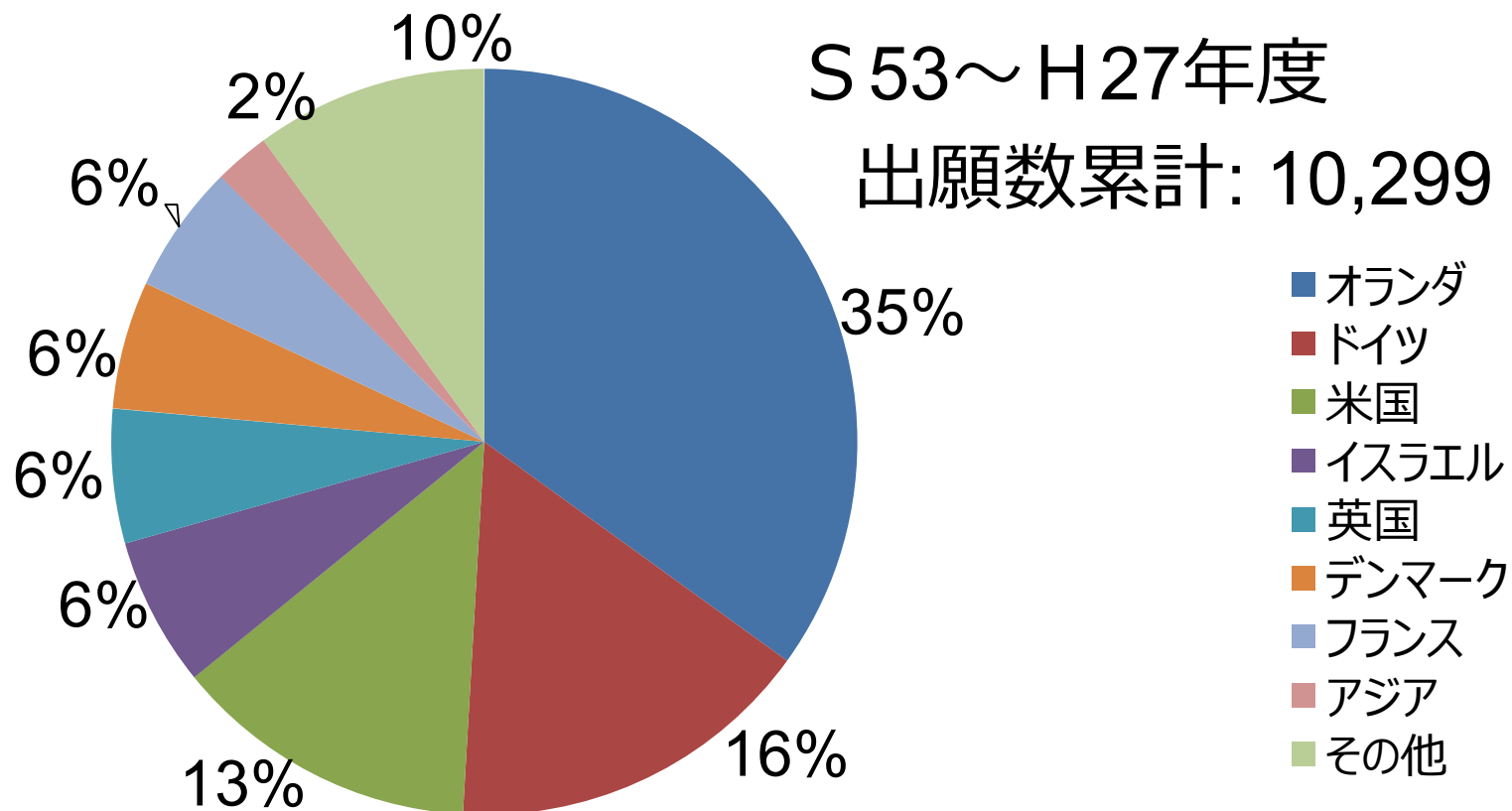
(27年度)

出願合計: 941

うち外国育成: 372 (40%)

S 53～H 27年度

出願数累計: 10,299



2 3 年度

①オランダ 1 4 3
②米国 8 0
③ドイツ 5 9

総数 3 7 3

2 4 年度

①オランダ 1 5 6
②ドイツ 8 4
③米国 8 2

総数 4 5 1

2 5 年度

①オランダ 1 4 4
②米国 5 9
③ドイツ 5 0

総数 4 1 4

2 6 年度

①オランダ 1 4 1
②ドイツ 6 7
③米国 5 9

総数 4 0 6

2 7 年度

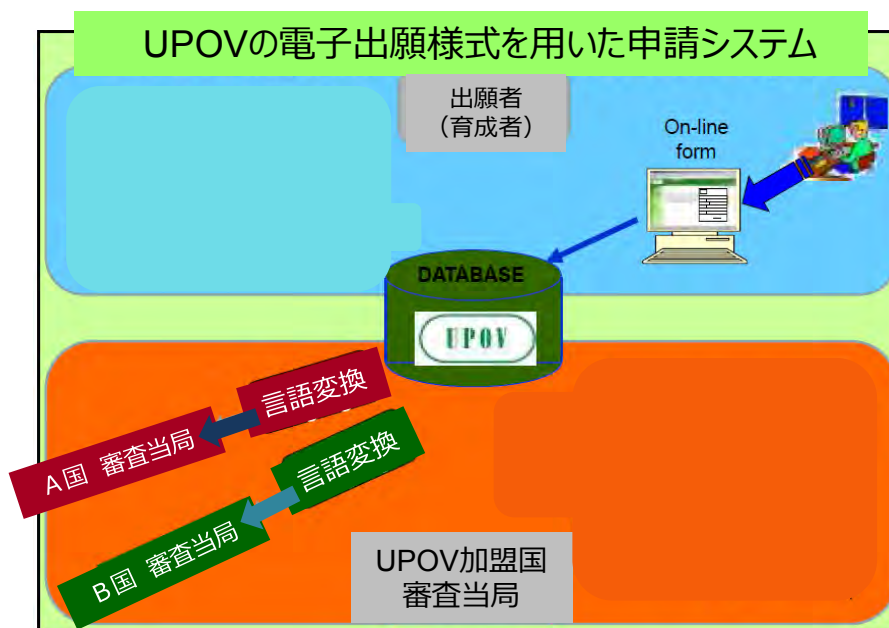
①オランダ 1 2 9
②米国 5 0
③ドイツ 4 0

総数 3 7 2

2010年にUPOVにおいて電子出願システムの検討が始まり、現在、米国やベトナム等のこれまで電子出願システムがなかった国において導入の動きがあるところ。

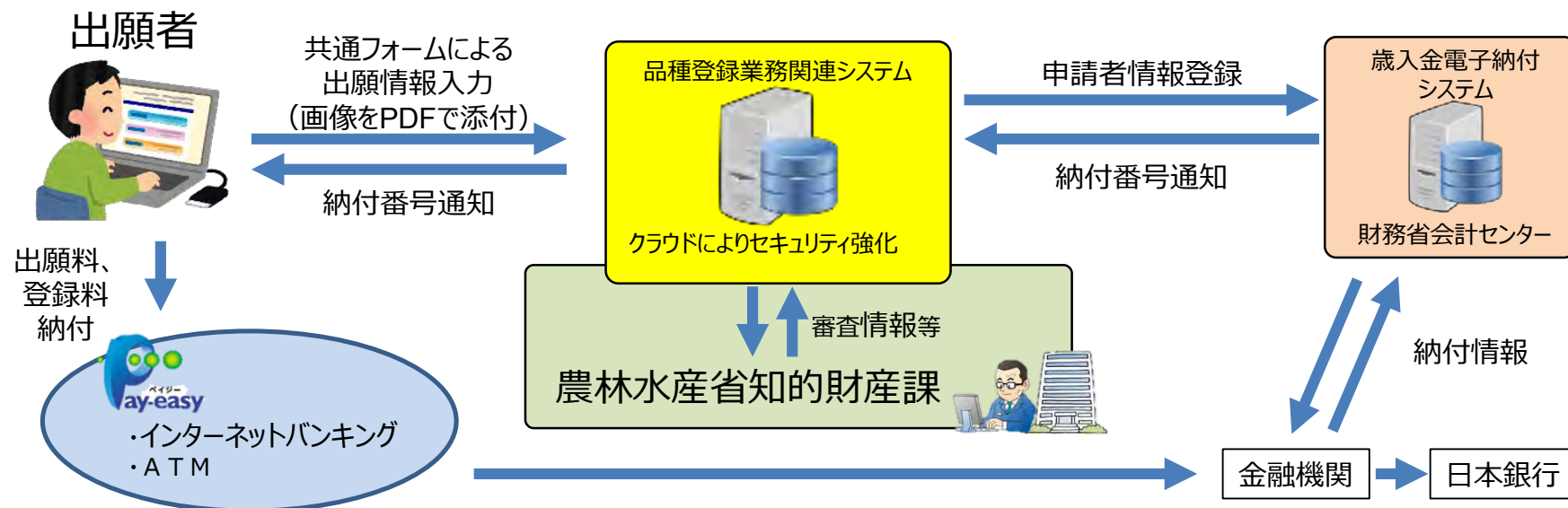
<UPOVにおけるこれまでの検討状況と今後の予定>

2010年	多言語に対応した電子出願のための様式の開発の重要性が提起
2011年	多言語に対応した電子出願のための様式作成の検討開始
2012年	電子出願様式の開発承認
2016年	現在、参加国は欧州、アジア、アフリカ、南米など29ヶ国・機関
2017年	UPOV電子出願システムの稼働開始予定
2019年	UPOV電子出願システムの本格運用開始予定



- 2017年よりUPOV共通の電子出願システム(UPOV-EAS)の運用が開始されるため、我が国も将来的にUPOV-EASを利用できるよう受け皿となる国内のシステムの導入に着手。
- 我が国における品種登録制度と整合的な共通電子出願システムを構築し、将来的に国際的な品種出願コストの削減を図るとともに、我が国の優良品種の海外における品種登録出願を推進。

＜電子出願のイメージ＞



＜出願者のメリット＞

- ① 申請の負担軽減（フォームに合わせて出願書類を作成）
- ② 記入漏れや誤記入の防止（入力内容のチェック機能を設定）
- ③ 入力内容の補足説明表示（出願書の理解の促進）
- ④ 出願・納付受付状況の把握（画面・メール等による確認）
- ⑤ 登録後の管理支援（登録料の納付状況の確認）

- 農産物輸出を進めるためには、我が国で開発された優良な品種が海外で無断で増殖されないよう対策を講じることが不可欠であるが、これまで知的財産の保護対策が不十分。
海外で育成者権の保護を求められる期間は国際条約で制限があり、既に栽培を差し止めることができない品種も多く、我が国からの輸出の妨げになる。
- **海外での品種登録は、我が国の農産物輸出力強化の観点から緊急に対応する必要。**
- このため、**海外における品種登録出願に対する支援を行うことにより日本の品種の海外流出を防止する。**

海外出願マニュアル作成・相談窓口の設置と出願経費の支援

民間団体等（事業実施主体）

(1) 海外出願マニュアル作成

主要国への品種登録出願から登録までの関係法令、出願申請書のひな形等を作成

(2) 相談窓口の設置

（弁護士、弁理士等）

(3) 海外品種登録経費の支援

輸出重点品目である優良品種の海外出願に係る経費を支援

広く周知

① 海外出願の相談

② 回答
（定額補助）

育成者権者

④ 出願経費の支援
（定額補助）

国内・海外の代理人（弁護士事務所等）

③ 出願

海外の品種審査当局

我が国輸出農産物と競合し得る優良品種の海外での生産を防止し、**輸出促進に貢献**

海外における品種登録を促進するため、海外への品種登録（育成者権取得）に対して支援するとともに、品種保護に必要となる技術的課題の解決や、東アジアにおける品種保護制度の整備を促進するための協力活動等を推進。

1 育成者権取得支援事業（補助金）

（１）海外出願支援体制の整備

- ・海外への品種登録出願の相談を一元的に受け付ける**相談窓口の設置**
- ・主な出願先国を対象とした**海外出願マニュアルの作成**

（２）海外出願経費の支援

海外で品種登録出願を行うことが我が国農産物の輸出力強化につながる品種について、**海外出願に係る経費を支援**

広く周知

①海外出願の相談

②回答
（定額補助）

育成者権者

④出願経費の支援（１／２補助）

国内・海外の代理人等

③出願

海外の品種審査当局

2 植物品種等保護環境整備（委託）

- ・海外における植物品種保護等のための優先度の高い技術課題の機動的な解決、東アジアにおける品種保護制度の整備 等

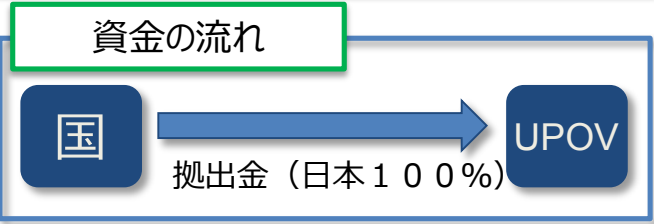
我が国輸出農産物と競合し得る優良品種の海外での生産を防止し、**輸出促進に貢献**

平成29年度概算要求 アジアにおける植物品種保護制度国際標準化総合推進事業【継続】

(農林水産省大臣官房海外投資・協力グループ、食料産業局知的財産課) 裁量
29年度要求総額16,189千円 (28年度予算16,189千円)

事業概要・目的

我が国と密接な関係にあるアジア地域において、植物新品種の育成者権保護に係る国際調和を図るため、「植物の新品種の保護に関する国際同盟 (UPOV)」への資金拠出を通じた支援を実施



事業内容

1. アセアン諸国間でのUPOV加盟に向けた啓発活動
 - ① アセアン全体の指導者となる人材を育成するための研修をベトナムで開催
 - ② 研修の修了生を講師として、UPOV未加盟国を対象とした研修・啓発活動を実施
2. 各国キーパーソン (政策決定者) への意識啓発
UPOV事務局職員や有識者を派遣して、各国キーパーソン (政策決定者) を対象とした意識啓発セミナーを実施
3. UPOV 91年条約に準拠した国内法整備の支援
法整備及び法改正の課題解決のためUPOV事務局専門家を派遣し、各国の法令担当者を対象とした法令ワークショップを実施

これまでの成果

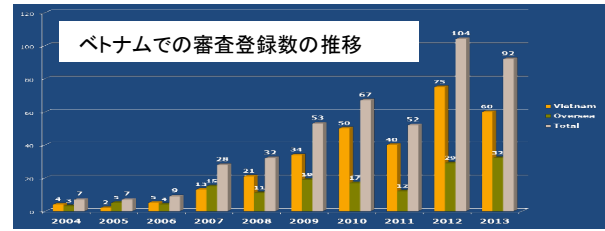
これまでに、東アジア植物品種保護フォーラム※メンバー国を主対象に、UPOV加盟に向けた法整備支援や啓発セミナーを実施

※東アジア各国の植物品種保護制度の整備・充実を目的として、日本の提案の下、平成20年に日本、アセアン10か国、中国及び韓国をメンバーとして設立

各国の担当部局における知識、審査技術が大きく向上

UPOV加盟済み国→ 保護対象品種拡大、登録実績進展 (参考、ベトナムでの推移)

UPOV未加盟国→ 法制定・改正を検討しつつ、制度があるマレーシア、タイ等では、UPOV条約に基づく審査が行われ着実に登録実績が進展



期待される効果

- ・ 法改正の促進及びUPOV 91年条約に準拠した法律の整備により、UPOV加盟国が増加
- ・ 海外での育成者権保護が強化され、アジア市場への我が国種苗会社の進出機会が拡大

(農林水産省大臣官房海外投資・協力グループ、食料産業局知的財産課) 裁量
29年度要求総額15,746千円(28年度予算15,746千円)

事業概要・目的

我が国種苗産業、世界蔬菜センター(AVRDC)及びアジア諸国の研究機関の連携により、アジア諸国での野菜新品種の導入を支援するとともに、我が国種苗産業の事業展開に不可欠な栽培データや人材の確保等、環境整備を推進。

課題

世界蔬菜センター
(AVRDC)

・熱帯アジア等の途上国の貧困削減と栄養改善のため汎用的な**優良品種**を育成しているが、**アジア途上国**において十分に活かされていない

アジア途上国(研究機関)

・国際蔬菜センター(AVRDC)から配布された品種から**自国に適した品種の選抜・導入が困難**

我が国種苗産業

・アジア諸国で高品質種子を生産するために不可欠な**栽培環境データ(病虫害の発生状況等)**が不足

事業内容(課題の解決策)

世界蔬菜センター(AVRDC)で育成された品種のうち、アジア諸国の栽培環境に適した品種を適切に選抜・導入するため

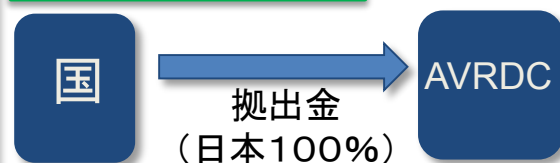
- ① アジア諸国の園芸作物栽培上の課題を調査
- ② 課題解決に資する優良な品種を選定
- ③ 育種の専門家派遣により、各国研究機関と協力して適応性評価のための栽培試験を実施

・農家や消費者が求める品種を把握

・アジア各国の詳細な栽培環境データを収集

・現地での人材育成、人脈形成

資金の流れ



期待される成果

- アジア途上国に野菜新品種を導入することにより、アジア地域の栄養改善、食料安全保障、貧困削減、生活改善に貢献
- アジア途上国の栽培環境等のデータを収集することにより、我が国種苗産業のアジア諸国への進出が促進

- 自家増殖とは、農業者が収穫物の一部を次期作付用の種苗として使用することをいう。
- 種苗法上は、農業者は一定の要件の下に自家増殖が認められているが、植物の新品種に関する国際条約（UPOV条約）上は、農業者の自家増殖は原則禁止されており、EU等の主要先進国の制度とも乖離している状況にある。
- このため、自家増殖については、植物の種類ごとの実態を十分に勘案した上で、生産現場に影響のないものから順次指定していくこととする。

種苗法

自家増殖のうち、次のいずれかの場合には、育成者権の効力が及ぶ。

- ① 省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗（バラ、カーネーション等82種類）
- ② 契約で別段の定めをした場合

UPOV91年条約における農業者の自家増殖の取扱い

育成者権の範囲

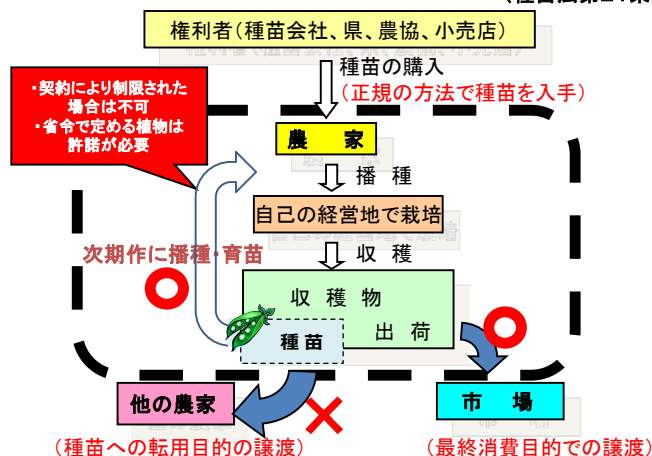
保護される品種の種苗に関する次の行為は、育成者の許諾を必要とする。

- ・生産又は再生産
- ・増殖のための調整
- ・販売の申出
- ・販売その他の商業目的による譲渡
- ・輸出
- ・輸入

（第14条（1））

各締約国は、合理的な範囲内で、かつ、育成者の正当な利益を保護することを条件として、自己の営農地において栽培して得た収穫物を、自己の営農地において増殖目的で使用するができるようにするために、いかなる品種についても育成者権を制限することができる。（第15条（2））

（種苗法第21条第2～3項）



○主要先進国における自家増殖の扱い

国	自家増殖の扱い	例外作物
EU	自家増殖を認めていない（一部例外あり）	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び繊維作物
オランダ	自家増殖を認めていない（一部例外あり）	麦類、ジャガイモ
英国	自家増殖を認めていない（一部例外あり）	飼料作物、穀類、ジャガイモ、油料及び繊維作物
米国（植物特許）	自家増殖を認めていない	—

日本の植物品種審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結について

平成28年9月

- 日本の種苗の輸出拡大には、海外において日本の種苗会社の有する植物品種の知的財産が保護されることが不可欠。
- 植物新品種保護に関する国際条約（UPOV条約）に基づき、UPOV加盟国が審査を行う際には、他国での審査結果を活用できることとなっている。



日本の植物品種の海外における品種登録を促進するため、日本からの品種登録出願件数の多い国々のうち以下の10ヶ国との間で、**日本の品種登録審査結果の海外審査当局への無償提供に係る覚書の締結**を行った。

覚書締結相手国



オーストラリア



ブラジル連邦共和国



ニュージーランド



スイス連邦



ベトナム社会主義共和国



欧州連合（EU）



ロシア連邦



ケニア共和国



メキシコ合衆国



イスラエル国



今後、他のUPOV加盟国とも無償提供に係る覚書の締結を推進